

第26回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年3月18日(水)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 23名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	12番 宮嶋 十郎	13番 中川 喜一郎
14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫	20番 地引 正和
21番 御園 豊	24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛
26番 藤井 幸光	27番 佐久間 清	

5 欠席委員 3名

11番 山下 和彦	18番 川名 康夫	22番 葛田 吉弥
-----------	-----------	-----------

6 出席事務局職員 3名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹

◎開 会

平成27年3月18日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第26回農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、26名中23名でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。11番、山下和彦委員、18番、川名康夫委員、22番、葛田吉弥委員。笹生猛委員でございますが、まだおくれておりますので、ご報告申し上げます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

5番、柳井進委員、6番、渡邊久芝委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案1ページをごらんください。本件は、平成27年2月25日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲り受け人は、みずからの作業場に近く耕作に便利であり経営を拡大したいとのことから譲り受けの申し出をしたところ、譲渡人は、加齢に伴い経営規模の縮小を考えていたことから、譲り受け人の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字東萩原です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で草刈り等管理されておりました。

総会資料2ページに、市原市農業委員会発行の農業従事・農業経営の実態証明書を添付してございます。

農地法の3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具については、トラクター、農用車を所有しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で60日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、現在所有している畑3,966平方メートルと今回の申請における4,739平方メートルを合わせて8,705平方メートルとなり、50アール要件を満たします。

譲り受け人については、近隣に自作地があり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。3月15日午後3時に、代理人の〇〇事務所の〇〇さん、そして譲り受け人の〇〇さんと現地を確認しました。現地は姉崎袖ヶ浦インターから東に2キロメートルほどの畑で、きれいに耕うんされておりました。現地は周りを鉄板で囲ってあったので、説明を聞きますと、譲り渡し人の〇〇〇〇さんが前に〇〇〇〇と売買を結び、〇〇〇〇がバキュームカーの駐車場にしたいとのことで周りを囲ったという説明でございました。その後、この話がなくなり、現在に至ったということでした。また、譲り受け人の〇〇さんは、現在大根を13町歩生産をしており、家族3名、近所の方7名、計10名で出荷、生産を行っておるとのことでした。規模を拡大したいということ。そしてまた、譲り渡し人の〇〇〇〇さんは、高齢で規模を縮小したいということでした。皆さん方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、この実態調査の中で借り受け地のものが書いてないので我々不思議だと思っていたのですけれども、この4反歩の面積でトラクターを5台とか農用自動車が3台とかミスマッチのような感じがしたのだけれども、今説明を聞いていると借り受け地があるのですか。この資料が抜けているのですね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 農業委員会を通しておらないようございまして、それで農家台帳のほうに載ってこないというような状況だったという現状だそうでございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受けして、農地1筆で2,418平方メートルの計画区域内に保育施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年3月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料3ページをごらんください。申請地は、槇の実養護学校の東側に位置し、広がりのある農地の中にあることから第1種農地と判断されます。

農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可することができないとされており、例外的に許可できるものが列挙されています。今回の案件については、民間が設置しようとするものでありますが、その公共性が高く、社会福祉法に規定する事業を行う者であることから、例外に該当すると見込まれるものであります。

本件取り扱いについては、さきに君津農業事務所に相談しており、第1種農地の転用の例外に該当する案件であることについて共通理解しているところであります。

総会資料4ページに土地利用計画図を添付しております。この計画により、申請建物1棟、床面積226.90平方メートル、駐車場14台、園庭その他の土地利用が計画されています。

排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し市道側溝へ、雨水については雨水貯留槽により抑制し市道の側溝へ排水する計画であります。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、13日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第2号の整理番号1号につきましては、譲り受け人が譲り渡し人から賃貸借により借り受けをして、保育施設用地に転用しようとするものであります。

3月13日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を

行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲り受け人及び代理人並びに担当地区委員である奥野政義委員にも出席いただき、午後2時から実施いたしました。現地では、対象農地の現地確認をするとともに、現地における説明をいただきました。

現地における主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

計画区域はきれいに管理されていたことから、ほかに候補地はなかったのかの問いに対しては、市街化区域内で見つけられなかった。市街化調整区域では道が狭く、この場所に至ったとの説明がありました。

整地はどのようにするのかの問いに対しては、区域内での土砂の移動のみであり、ほかから搬入しなくても貯留槽の設置や基礎工事での土砂でも足りるものと見込んでいたとの回答がありました。

計画区域の外周はどのようにするのかの問いに対しては、ブロックを2段設置し、土砂などの流出を防止するとの回答を得ました。

審査会には、現地確認同様、譲り受け人及び代理人並びに担当地区農業委員に出席をいただき、また市の保育業務を所管する子育て支援課から課長及び担当にも出席していただき、午後3時30分から市役所会議室にて行いました。

事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人及び代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、譲り受け人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

この場所に保育施設を設置するというが、風の強い日には上空が暗くなるくらい土が舞うが、その辺は承知しているのかの問いに対して、承知しているとの回答がありました。

本案件については、第1種農地であり、農地転用は非常に厳しい場所での計画である。地元区役員に事業計画書が配られているが、その時点では農業委員会には相談していなかったのかとの問いに対しては、子育て支援課長から相談していなかったとの回答を得ました。

事業計画書の中に隣接農地所有者への説明状況の項目があり、そこに所有者である〇〇さんに説明したと記載され、保育園の新築について説明し、問題なしと記載されている。きのう所有者の〇〇さんに確認したところ、12月の初めに資料を置いていったが、所有者自身は不在であり、その後も訪問はなく説明は聞いていないとのことでありましたが、なぜ説明した、問題なしと記載されているのかの問いに対しては、明確な回答はなされませんでした。そのほかの質問に対する答えも疑問が残るものがありました。

譲り受け人及び代理人並びに子育て支援課職員が退席後、運営委員会委員による討論を行ったところ、隣接農地所有者への説明ができていないことから、それらをきちんと済ませてから再提出してもらうべきという意見と、今回の計画との周辺にある荒廃農地での事業化について検討してほしいと意見がありました。

採決の結果、運営委員全員一致にて、議案第2号の整理番号1号については継続審議となりました。
以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第2号の1について、運営委員長報告のとおり継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。
よって、議案第2号の1については継続審議と決定いたします。
次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。
森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号2についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、木更津市在住の親族から農地を使用貸借によって借り受けし、農業用倉庫用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年3月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料6ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦公園上池の北東側約600メートルに位置し、山林により分断されていることから第2種農地と判断されます。

総会資料7ページに土地利用に関する図面を添付しております。図面を横長に見ていただきまして、左側に少し濃くなっている部分が農地で、ここを農地転用し、右側の農業用倉庫の敷地としようとするものです。農業用倉庫を建てる部分については、宅地となっております。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については敷地内にて処理する計画であります。
総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、渡邊邦男委員。

○7番（渡邊邦男君） 7番、渡邊です。3月17日午後1時30分に渡邊喜一委員に同行をお願いいたしまして、2人で代理人の〇〇〇〇事務所の〇〇さんと合流しまして現地を調査してまいりました。申請地は、橘青年館より南東に600メートルぐらい行った左側にあり、道路から農業用倉庫建設に入るための進入路であります。申請地は、ほぼ黒土を敷き、きれいになっていました。〇〇さんは〇〇〇〇さんの孫に当たるようで、〇〇さんが農業をするということで話が進み、きょうに至ったそうです。委員の皆様のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、調査に同行した委員から補足の説明があればお願いいたします。どうですか。何かございますか。

○24番（渡邊喜一君） 渡邊邦男委員が言われたように、今写真では碎石がずっと敷かれているようになっているのだけれども、きれいにこの碎石をブルか何かでどかしてしまって、通常の農地のような形になっておって、特にこの写真のあれとはもう大幅に変わっていて、きれいな状態になっておりますので、その辺のところを加味して審査のほうをお願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、やっぱり森さんとかそういう、事務局の人がこれはまずいよ、ちゃんと履行しなければ農業委員会に許可とかもらえないよというふうに一言言うと、もう彼らはさっと動いて、こうやってきれいにするのですね。だから、現場確認行ったときに何かあったら指摘すれば、きれいな状態で我々も審査できるということで、申し添えておきます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論ある方ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号3についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、福岡県の法人が市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地1筆337平方メートル、そのほかに山林1万6,479平方メートルと合わせて合計1万6,816平方メートルを太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

本件については、平成27年2月23日開催の当総会においてご審議いただき、継続審議となった案件であります。

農地転用面積としては337平方メートルであります。先月の総会においていろいろご意見をいただき、その結果、継続審議案件となったことから、袖ヶ浦市農業委員会運営委員会設置要綱第2条に運営委員会の所管事項が規定されており、第2号に農業委員会会長が必要と認めた農地の転用の許可に関する事項に該当する案件として、3月の運営委員会案件としてご審議いただきました。

総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校の北東側約1,400メートルに位置し、高低差があり、一団の農地の中にあるとは言えないことから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料10ページのとおりであり、この計画により計画区域全体で960枚のパネルの設置が計画されています。

今回の計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については、先月の総会時にご説明した際は浸透により処理するでありましたが、13日開催の運営委員会席上では、雨水ます、U字溝にて処理する計画との説明がありましたが、具体的な図面は現在作成中とのことでした。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、13日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第2号の整理番号3号につきましては、譲り受け人が譲り渡し人から売買により取得し転用し、隣接する山林などとともに造成して太陽光発電施設用地を設置しようとするものであります。

3月13日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、代理人並びに担当地区委員である御園豊委員にも出席いただき、午後2時30分から実施いたしました。

現地では、対象農地の現地確認をするとともに、現地における説明をいただきました。

現地での代理人からの説明としては、南斜面の雨水処理のために雨水ます及びU字溝を設置し処理する計画であるが、その図面を今作成中であるとのことでした。

近隣の農地所有者の理解が得られないことに対しては、法定の説明会ではなく任意の説明会であるが、事業計画を地元の説明したい。その日程としては、3月22日並びに29日として調整中であるとのことでした。

審査会には、現地確認同様、代理人並びに担当地区農業委員に出席いただき、午後4時35分から市役所会議室にて行いました。

事務局からの議案説明を受けた後、代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

福岡県の法人が、なぜ千葉県がこの地で太陽光発電施設を建設することになったかの問いに対しては、譲り受け人は九州で太陽光発電事業を展開しているが、九州電力は太陽光発電の買い取りを早い時期で取りやめしており、地元での新規の発電事業が困難であったとの回答を得ました。

福岡県の事業者の発電施設の保守はどのようにするかとの問いに対しては、私ども〇〇〇〇〇が行う予定となっているとの回答を得ました。

近隣農地所有者の反対の理由は何かとの問いに対しては、事業者に対して聞きたいこととお願いしたいことはあるが、伝えられていないとのことであると理解している。22日もしくは29日に予定している説明会で意見交換できると思っているとの説明がありました。

図面がないから詳しい説明がしてもらえないことを指摘したところ、資料が不足していることは承知している。資料を提示できていないので、おくれることもやむを得ないと考えているとのことでした。

代理人が退席後、運営委員会委員による討論を行ったところ、図面ができておらず、まだ審議の段階ではないという意見と、U字溝を設置し雨水排水するというが、下流部には農業用用水があり、どのように処理するのか疑問であるという意見が出ました。

採決の結果、運営委員全員一致にて、議案第2号の整理番号3については継続審議となりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の3について、運営委員長報告のとおり継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については継続審議と決定いたします。

◎議案第3号 平成26年度第12次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 平成26年度第12次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号 平成26年度第12次農用地利用集積計画承認の件についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が3件で、377.13アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）5ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請面積は61.24アール、○○○○さんですが、申請面積は132.59アール、○○○○さんですが、申請面積は183.30アールとなっております。今回3名とも更新でございます。以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成27年度袖ヶ浦市農地の賃借料情報の提供について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成27年度袖ヶ浦市農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第4号 平成27年度袖ヶ浦市農地の賃借料情報の提供について、提案理由を説明させていただきます。

提案理由は、平成21年12月15日付で、農地法の一部を改正する法律が施行され、改正前の標準小作料制度にかわり、改正農地法第52条で農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、新たに農業委員会による農地の賃借料情報の提供が規定されましたので、提供するものであります。

情報の内容といたしましては、毎年1月から12月までの農地法第3条や農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地域別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額などを提供いたします。

提供方法といたしましては、農業委員会総会において、賃借料情報を決定後、袖ヶ浦市のホームページ等に掲載するなどしてお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

24番、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、確認しますけれども、例えば簡単に言ったら土地をただで貸す、貸してやる。それもこのデータ数の中に入っているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 有料基調でやっておりますので、使用貸借、要するにお金がかかっていないものについては、データのほうには入っておりません。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ある方。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について提案のとおり提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

◎議案第5号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認の件を議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第5号についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。農業委員会の適正な事務実施に基づき、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を作成しましたので、農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、農業委員会の適正な事務実施についてにおいて策定が義務づけられております。

なお、本件につきましては、平成27年3月9日付で送付させていただき、期間短く、まことに申しわけございませんが、3月13日までに何かご意見等あればお願いしたいとしておりましたが、ご意見等についてはご連絡ございませんでした。

内容に入らせていただきます。別紙様式1の5の1ページにつきまして、法令事務に関する点検でございますが、（1）から（4）まででございます。（1）から（4）までにおいては、全て実施している、それぞれ行っておるところでございます。

次に、5の2ページをお開きいただきたいと思います。事務に関する点検の（1）農地法第3条に基づく許可事務の年間処理実績といたしましては66件でございます。そのうち可決が65件、不許可が1件という形になります。

次に、事実関係の確認につきましては、記載のとおり現地確認を行い、総会等で審議しておりますが、審査基準に適合するか否かの判断ごとに区分して実施しております。申請者への結果の通知でございますが、こちらの件数については、先ほどのとおり66件実施してございます。

次に、審議結果の公表でございますが、ホームページで議事録を公表しているところでございます。処理期間ですけれども、標準処理期間を20日、実際の処理期間ですが、平均18日でございました。

次に、（２）農地転用に関する事務でございます。こちらのほう処理件数は、先ほどの採決をもちまして62件でございます。

次に、事実関係の確認、こちらにつきましては、添付書類の確認、農家台帳あるいは現地調査によりまして周辺農地への影響等について確認をしております。

総会等での審議でございますけれども、許可基準の適合の可否について審議し、あるいは関係法令の申請状況を把握し、総合的に判断していただいております。

審議結果の公表につきましては、こちらホームページで議事録を公開している状況でございます。処理期間としては、標準で21日、処理平均といたしまして、実績で15日となっております。

次に、5の3ページに移らせていただきます。農業生産法人からの報告への対応でございます。管内の農業生産法人につきましては、1法人ふえまして7法人となりました。うち報告書提出生産法人が5、督促を行った法人が2、督促を行った2法人のうち1法人からは提出がありました。残りの2法人のうち1法人については、まだ提出がされておりませんが、提出するよう依頼しているところでございます。もう1法人は、今年度新規設立のため、会計年度がまだ到来しておりません。

次に、（４）情報の提供ですけれども、賃借料情報の調査・提供につきましては、ホームページへの公表をしております。農地の権利移動の状況把握でございますけれども、今後どのような内容で情報提供するかということで、検討するというようにしております。

次に、農地基本台帳の整備についてでございますが、データ更新につきましては、随時更新しております。

5の4ページをお開きください。その他法令事務ですが、農用地利用集積計画の決定ということで、年間処理件数は78件でございます。その他記載のとおりでございます。

次に、5の6ページをお開きください。法令事務の遊休農地に関する評価です。1に現状と課題と管内の遊休農地面積を記載しております。

2の目標及び実績ですが、解消目標が5ヘクタール、実績が2.6ヘクタールでした。

次に、3の目標に向けた活動の農地の利用状況調査ですが、農業委員さんに担当地区内の調査に同行いただきました。

次に、評価の案ですが、目標の達成はできませんでしたが、今後活用の見込みのある農地については活用策を検討していくことになろうかと思っております。活動に対する評価の案ですが、今年度も皆様のご協力をいただき、利用状況調査を行うことができました。今後農地中間管理機構の動きを見ながら、遊休農地の解消に向け、意向調査を行ってまいりたいと思っております。

次に、5の8ページをお開きください。促進事務に関する評価の認定農業者等担い手の育成及び確保です。目標と実績ですが、認定農業者8経営に対して4経営の実績がありました。目標達成に向けての活動ですが、認定農業者として見込みのある農家へ制度説明を行うという計画に対して、今後も目標を達成できるよう実施してまいります。

次に、5の9ページをお開きください。目標及び実績でございます。こちらは現状と課題、記載のとおりでございます。

目標及び実績でございます。9.5ヘクタールの目標に対し、13ヘクタールの実績がありました。

(3) 目標の達成に向けた活動ですが、意向調査の実施により掘り起こし、あっせん活動を行いましたというようにしたいと思います。

評価の案といたしましては、適当、良好としたいと思います。

次に、5の10ページになります。違反転用への適正な対応。違反転用の状況ですが、(1)に現状を記載させていただいております。(2)、解消の目標と実績でございますが、0.5ヘクタールに対して実績は0.5ヘクタールでございました。(3)、目標の達成に向けた活動計画と実績ですが、是正指導、リーフレットの配布、農地パトロールですが、おおむね実施できました。評価の案ですが、妥当と考えられます。(4)、活動に対する評価の案ですけれども、指導実施したものの、是正されないものがありますので、是正指導等の強化をしてまいるという評価になると思われま

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 5の3の生産法人からの報告について、これ何か去年もこんなもので報告が上がらないから催促した云々なんてよく説明を受けているのだけれども、その理由というか、その辺はどのように把握しているか、説明してください。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 一応申請のときに申請の根拠になるものの法令ですとか、それから罰則もありますので罰則の内容ですとか、そういったものとかを全てご送付申し上げまして、必ず期限内に提出をしてくださいということで指導のほうをしております。過日、おとといも電話のほうで連絡をとらせていただいて、必ず提出するようということで指導のほうをさせていただいております。

○議長(中川喜一郎君) ほかに。

よろしいですか。

どうぞ、御園委員。

○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。この5の10の違反転用への適正な対応というところに当たると思うのですが、違反転用の中には、かつての高谷の大山田団地の農地一部に対して、産廃とか残土とかという問題があつて告訴とかということになっておったのですが、その後どう指導されたのか。そこら辺の経過説明をお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。

○事務局(森 博君) その件につきましては、昨年度平岡地区の自治連の役員さんと現状の認識を

共有するといいますか打ち合わせがございまして、具体的な対応といたしましては、廃棄物対策課におきまして、現地に井戸を掘って地下水の水質の確認をして、その中に含まれているもののチェックをしてみたということが具体的な動きとしてございました。ただ、そのころの話としましては、施工者が所在がわからないということで、通知を申し上げようにも通知する場所がないというふうな状況にございました。今年度に入りまして施工者の所在が把握できたということがございましたので、農業委員会会長名で文書による是正勧告をしてございます。この是正勧告につきましては、過去に同様に文書による是正勧告しております。その流れからしますと、今度は県のほうに対応していただくということが考えられました。そこで県のほうにご相談を申し上げましたところ、もう一度市のほうから文書勧告をしてください。その後に私どもとして対応したいというふうなご指導をいただきましたので、その指導に基づきまして文書勧告を送付させていただきました。その文書につきましては、宛てどころに訪ね当たりませんか返送されてございませぬので、施工者に到達しているものと推測してございますが、その後、それを受け取って何か連絡があったかという、いい連絡はございませぬ。農業委員会事務局として高谷の案件についての対応を終わらせていただきます。

○21番（御園 豊君） はい、わかりました。すみません。

それと、もう一件、上泉の出光研究所近くの例のコンクリートで農地を埋めてしまっている例の件なのですが、勧告したというお話まではこの前聞いておったのですが、その後の経過はどうなっていますか、お聞かせください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） そちらの件につきましては、申しわけありません。ちょっと私のほうでは対応はしてございませぬ。申しわけありません。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○21番（御園 豊君） では、県のほうに確認して、次回報告をお願いしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

はい、どうぞ、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。5の1ページに関してお尋ねをします。総会等の議事録の作成に関しては、作成に要した期間が30日間とありますが、ホームページにアップするまでどのくらいの日数がかかっているのですかということが1点。

それと、御園委員の質問に関連して、5の10ページ、違反転用者の適切な対応と意見で、現時点、袖ヶ浦市農業委員会として違反転用をされている事実はどのくらいの件数を把握しているのですかということと、実際に少なくともこの1年間ですね、どのように指導をされたのかをお尋ねします。

以上2点、まずお尋ねします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） まず1点、総会の議事録の件ですけれども、最終的に皆さんにご確認、皆さ

んというか、ホームページでご確認をいただくタイミングが公開になると思いますので、それが総会からどのぐらいの時間かかっているか。実際のところ、かつては丸々2カ月はかかっておりました。というのは、総会の議事録を、今もとってございますが、録音して会議録センターに送って、会議録センターから1回校正として確認が来て、私どもで聞いて修正をして会議録センターに返す。返して製品が納品される。納品されますと、もう一度ぐらい目を通して、議事録署名として載せていただいて、その署名をしていただいて、個人情報処理して公開をするという流れを従来とってございましたので、2カ月、ほぼ2カ月かかっておりました。ですけれども、さすがにその2カ月の期間長いということで、各機関から、各方面から指摘をいただいていたので、何とか縮めることはできないかということで、ここ2回ぐらいですか、まだ始めたばかりなのですが、会議録センターから送付された議事録を会長と議事録署名人の方にお送りして、あらかじめ見ていただいて、内容をチェックしていただいて問題ないよというご回答をいただく、問題があれば連絡いただくというふうにしていますので、私どもの期限までにご連絡がなければ、その議事録で問題ないというふうに解釈させていただきます。個人情報処理をさせていただきます、ホームページにアップする。それによりまして、従前2カ月かかっていたものが1カ月半ぐらい、半月ぐらい早くなっているかなというところが現状のところでございます。総体の議事録の公開までの期間については、そのようなところでございます。こちらとしても時間の短縮を図れる部分については図ってまいりたいと考えてございます。

次に、違反転用の件数ですけれども、県に報告してある案件、そして事務局として把握してある案件含めまして、今現在25件でございます。どのような対応をしているかということなのですが、大変申し上げにくいといえますが、現実なので申し上げなければなりませんけれども、年数の経過してあるものについては既成事実化してしまっておりまして、なかなか是正が進まないというのも現状でございます。直近で対応している案件といたしましては、先月の総会の最後のあたりでお話したかと思うのですが、奈良輪地先におきまして藤井委員から説明いただいた案件についての是正指導をいたしているところがございます。こちらについては違反者は是正をするということでお話し理解いただいているのですが、具体の動きまではまだ見られないところがございます。引き続き実際の是正に向けて指導をしていくものでございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。いずれにしても大変だと思いますけれども、ここに書いた日には昨年と同じような内容であるので、少しでも改善できるようにしていかなければいけないと思います。これは事務局だけではなくて農業委員会組織的な問題だというふうに認識していただかなくてはいけないのではないかと思います。そういうことで昨年暮れに農業委員の担当の職員がおわびをされました。そのときに会長にもお願いをしましたが、職員の充足に関しても、やっ

ぱり人手が足りないからこういうことになってくると思うのですね。今までの審議の中でも書類を受ける段階での適切な指導というのがどうしてもおろそかになるのは、やっぱりマンパワーが足りないということに、必然的に行き届いていくと思うのですよね。ですから、ぜひとも会長さんには4月以降、定期的な袖ヶ浦市の人事異動の中では強く人事当局にお願いをしていただきたいと思います。あわせて市議会から選出されている農業委員の先生方もおられますので、ぜひとも農業委員会会長のバックアップをお願いをして、農業委員会がより充実できるようにお力添えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 森さんが説明した中で個人情報処理して云々などという説明だったけれども、これはどういうことを言っているのか。それちょっと教えてください。私、ちょっとわからないので。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ホームページに議事録を掲載するに当たりましては、この場では実際の申請人のお名前、例えば○番の△△△△さんという、先ほどお名前出ていました。でも、ホームページに掲載する議事録には△△△△さんというところは○○○○ということで、その方がそこから読めない。その前後を読んでもどなたかとわかってしまうような案件もあるのですけれども、具体的にどなたとか、あるいはどこどこ設計の誰それさんとかというところも、皆さんの報告では具体的名前を報告いただいておりますけれども、その辺も○○設計の○○さんとか、そういう形で公開する上で個人の情報を消させていただいています。うちは○○ですけれども、木更津さんはたしか黒い四角か何かで潰してある。そのような形の処理をして公開をしているということが、個人情報の処理でございます。

○24番（渡邊喜一君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

どうぞ。

○2番（関 憲夫君） 5の8ページなのですが、認定農業者等担い手の育成及び確保ということなのですが、この農家戸数と主業農家戸数出ておりますけれども、269戸の主業農家数のうち認定農業者95経営というふうになっておりますけれども、認定農業者のメリットとかデメリットとか、そういうものをこういう農家の方々に周知しておられるのならいいのですがということでお聞きしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 認定農業者のほうにつきましては、経済振興課のほうで所管しております。認定農業者のメリット、デメリットについては、認定している経済振興課のほうでご説明をいただいていると思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

休憩に入ります。16時10分から再開いたしますので、10分間休憩。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認の件を議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案第6号についてご説明いたします。議案6ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてをご説明いたします。

農業委員会の適正な事務実施に基づき、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を策定しましたので、農業委員会の承認を求めます。

提案理由ですが、議案第5号と同様に農業委員会の適正な事務実施についてにおいて策定が義務づけられているものでございます。

本件も3月9日付で送付させていただきました、13日までにご意見があればということでご連絡をさせていただきましたが、ご意見等はございませんでしたので、内容に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、6の1ページ、法令事務でございます。遊休農地に関する措置の現状と課題です。現状につきましては、管内の農地面積が2,906ヘクタール、遊休農地面積が375ヘクタール、割合につきましては14.25%となっております。

2の27年度の目標、計画でございますが、遊休農地解消面積を5ヘクタールと設定いたしました。考え方としては、農用地区域内の遊休農地面積約100ヘクタールの5%にしたところでござ

います。活動計画といたしましては、農業委員さんによりまして調査をお願いしたいと思います。また、活用できる農地があれば、あっせん活動を行うようにしていきたいと思っております。

次に、6の2ページ、促進事務の(1)の現状と課題ですが、農家戸数が1,451戸、うち主業農家戸数が232戸、農業生産法人が7法人となっております。認定農業者数は105経営となっております。

(2)、27年度の目標及び活動計画案ですが、認定農業者は5経営となっております。活動計画でございますが、農閑期に個別に制度説明を行うということになっております。

次に、6の3ページをお開きください。担い手への農地の利用集積、こちら現状と課題です。これまでの集積面積ですが、242ヘクタール、集積率としましては8.33%です。課題といたしましては、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、機械化に伴う経費負担の増加というようなことかと思われまます。

次に、27年度の目標及び活動計画案でございますが、集積面積を10.5ヘクタールとしました。目標の考え方としては、認定農業者1経営当たり10アールとしたところでございます。計画案ですが、リーフレット等を活用して利用権設定にかかわる制度の周知徹底、利用集積に向けた掘り起こし、また基盤整備事業実施予定地区に対して説明会を実施する等でございます。

次に、6の4ページをお開きください。違反転用への適正な対応でございます。現状と課題ですが、違反転用面積ですが、4.9ヘクタール、割合といたしましては0.17%となっております。課題といたしましては、古い事案が多く、既成事実化されておまして、指導の効果がでないというような状況でございます。残土の不法投棄ですが、所在不明、資金難から農地復元までに至らないケースが多くある状況でございます。

次に、27年度の目標及び活動計画案でございますが、違反転用の解消面積を0.5ヘクタール、設定の考え方といたしましては、違反転用面積の約1割を見込んでございます。活動計画の案といたしましては、是正指導といたしまして、違反転用者に対して是正の指導及び文書勧告を考えております。悪質なもの等につきましては、県と連携して対応したいと思います。

次に、防止に向けた取り組みですが、こちらはリーフレットの配布をし注意を喚起する、あるいは広報で違反転用防止の啓発活動を行うこと、あるいは農地パトロール等を行うということになると思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

どうぞ、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。6の1ページの遊休農地に関する措置の関係で、目標案、解消面積5ヘクタールと書いてあります。先ほどご審議いただいた26年度の点検・評価（案）を見てみると、5の6ページにあるように指導件数ゼロ、通知もゼロというような実績があります。そういう

中で5ヘクタールを目標に掲げて、なおかつ調査方法等をここに具体的に書いてありますけれども、昨年のこれまでの農業委員会の中で審議をされた中で、JAとの連携をより強化をして、JAに対して農業委員会が把握している遊休農地、それから耕作を求めている方が、こういう方がいますよという情報提供していくべきである、していきましょうというような話が出ていました。当然この計画の中にはそういう具体的な方法は加味されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） JAにつきましては、円滑化団体ということで協力のほうをいただいております。農地のあっせんにつきまして、ご相談があればJAのほうと打ち合わせをしながら、こういう農家さんがいますよということで、JAのほうとお話のほうはさせていただいております。また、今度農地の中間管理機構なる制度ができております。今その中での動きもございますので、これからあっせんに向けた形の中で利用者の意向等を調査するような状況とか、農地所有者の意向なども確認しながら、農地のあっせんに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに、16番、奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。そのことに関してですけれども、今農地の中間管理機構という話が出たのですけれども、例えば遊休農地とか荒廃地を所有している地主の人に、相当大きく荒れてしまうと相当な経費がかかるわけですよ。それについて中間管理機構があつて、またある程度、うまく使えばという話でもないのですけれども、補助事業等もあるよというような個別的な形でのメッセージとか連絡というようなことというのはやられているのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 農地中間管理機構に関連した部分でご説明をさせていただきたいのですが、耕作が困難になってきた。個人での経営、営農は難しい。では、その大規模にされている、集約をして効率的な営農を進めて生産力を上げていきたいというのが、農地中間管理機構のもともとの発想であったかと思えます。確かにその発想は非常によいのですが、効率的な営農ができるということが主眼、そこに主眼が置かれておまして、休んでいる農地、みんな借り受けて、みんなそれを興して農業再開するよというようには、なかなかいかないというのが、実際の中間管理事業の現状です。では、どういうところだったら中間管理事業として機構が借り受けるかということ、比較的もうすぐにも耕作ができるようなところが、借り受ける農地として選定をされる、されそうなのです。裏返すと、ちょっと木が生えていて抜根をしてというような、少し手間のかかるような農地は借り受けてもらえないというような状況があるというのも事実でございます。ですから、今農業委員会のほうとしましては、中間管理機構に貸す気があるかどうかの法定の意向調査の前に、アンケート調査的にどういふふうに所有者さん、意向お持ちですかねというのを聞いております。それを今何件かやっているところです。ただ、それも市内の休んでいる農地全員に対して出してしまいますと、皆さんから反応があ

って、それをまた振り分けたりすることが必要になってきますので、ある程度機構が借りてくれそう
なところ、要は例えば正形でありますとか、ある程度、例えば田んぼですと1反以上の、おおむね1
反以上の面積がある正形なところ。具体的に袖ヶ浦市では田んぼを借りたいという受け手の方が多い
のですね。なので、今田んぼを主眼として意向調査をしている、アンケート調査をしています。その
中で貸したいという方については、今度もう一歩進んで農地中間管理事業という管理機構が借りたい
よという、そういう仕組みもありますよ。また、それをご案内をしていくという段取りになっていく
というふうに考えております。

もう一つ、違う発想として、ではその荒廃農地を補助金を得て再生する、確かにそういう補助事業
があります。それについてどれぐらい皆さんにPRができていくのかということになりますと、大
変申しわけないのですが、経済振興課の所管になりますので、そちらに確認してみないと、どうい
う形でPRをしているのか。受け身で相談等をお受けしているというものなのかもしれません。ちょっ
とそこら辺は答えができないのですけれども、確かにそういう仕組みを把握されれば興してみよう
かなと思われる方もおられるかもしれないので、その辺は経済振興課のほうにも働きかけてみたい
と思います。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。中間管理機構という大々的な形で遊休農地の解消というか、
そういうことで発足したわけなのですけれども、これは機会があるたびに上部団体、あるいは国のほ
うに出して実情に合った形にしていくのが、やっぱり本当ではないかと思うのですよ。遊休農地とい
うのは相当な面積ありますし、不備なところはいたし方ないとしても、幹線道路沿いのもうすぐにで
も使えるようなところも荒れているというのがありますので、その辺も機会あるたびに話題に出して
いただければなど。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 袖ヶ浦市農業委員会委員倫理規則承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第7号 袖ヶ浦市農業委員会委員倫理規則（案）の制定について
を議題といたします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

事務局長、佐久間局長、お願いします。

○事務局長（佐久間泰利君） 議案第7号の袖ヶ浦市農業委員会委員倫理規則（案）についてご説明をいたします。

前回、2月の総会におきまして、山口委員からのご提案によりまして、再発防止検討委員会の元委員の皆様にご協力をいただきまして、お手元のとおり取りまとめましたので、議案としてご提案をさせていただきます。

ここでお手数ですが、一部訂正をお願いしたいと思います。議案の7ページ以降をごらんください。変則的なページの振り方をしておりますが、7の5、こちらの条文の最後に附則がございます。ここに平成27年3月18日とありますけれども、これを公布の日に直していただきたいと思います。

また、同じく7の8、A3判の説明がございますけれども、こちらにも7の8の最後に、3月18日とありますが、これを公布の日という形で直していただきたいと思います。

それでまた、次の7から7の8につきましては、本来総会資料につづるべきところ、誤って議案のほうに入れてしまっております。おわびして訂正申し上げます。

それでは、具体的な説明に入っております。7の6ページをごらんください。7の6ページですが、左側に倫理規則の条文、本文ですね、右側に規則案の内容説明という形で記載させていただいております。この規則の策定に当たりまして、具体的な表現がされている、よい手本がなかなか見つかりませんでした。先進事例がありませんので袖ヶ浦市職員倫理規定をベースとしまして、6条までが市職員用を農業委員用に修正いたしまして、第7条から第10条までがさきの報告書に基づいて新たに追加した構成となっております。

まず、第1条の制定の目的でございますが、農業委員の倫理は、法令遵守だけではなく、社会的常識を踏まえた自己規範が必要であるとのことから、その基本を定めるものとしております。

次に、第2条の定義については、第3号に皆さんに一番関係のある利害関係者についての項目でございます。

第3条は、見出しに職務に係るとありますけれども、農業委員として私的な部分も含めた倫理の原則、こちらを1号から7号は農業委員がやるべきこと、これを列挙した形になっております。

第4条の禁止行為については、第1項では、やってはいけないこと。次のページ、第2項では、やってもよいことをそれぞれ列挙しております。第3項では、対価と時価に開きがあったときは、これを贈与とみなすという規定でございます。

第5条の禁止行為の例外は、親族、同級生、友人、これらの私的な関係にある者が利害関係者となった場合には、4条に列挙されているやってはいけないことが、例外としてやってもよいということとなっておりますが、今後疑惑を持たれない範囲に限るとした規定であります。

第6条の利害関係者以外の者との間における禁止行為は、農業委員として無関係の者から社会通念

上、儀礼の範囲を超えた接待、贈与などを禁止するという規定でございます。第2項は、無関係の者に肩がわりさせることも禁止するとして、無関係の者が将来利害関係者となったり、市民などからあらぬ疑惑を持たれることを排除する規定となっております。

次からは、追加いたしました項目として、第7条の農業委員の報告義務が、さきの報告書にもございましたように、利害関係者から直接買収行為を初め見聞きしたときも、情報として会長または事務局に報告しなければならないとしております。

次の第8条の農業委員会会長の責務では、倫理規則上の責任者であります管理、監督者を農業委員会会長として、第1項では、農業委員への指導、助言、相談役であること。第2項では、市民からの信頼保持と農業委員の職務専念義務の後押し。第3項では、違法行為の発生、または疑いのあった場合の迅速な対応など、会長の負うべき責務を規定したものであります。

第9条の第三者からの通報は、会長と事務局に対して、市民からの違法行為の通報を広く受けること。通報があった場合は、迅速かつ厳正な対応をすることとしております。

第10条の違法行為等に対する措置でございますが、農業委員本人の違法行為、または見聞きした情報の報告を怠ったときは総会に諮り、皆さんの意見を聞いた上で、会長がその程度に応じた措置を行うとしております。第2項は、措置を受けた委員のとるべき行動を示したもので、潔い行動を促すものでございます。

第11条の委任につきましては、規則を補うためのものでございます。

最後の附則については、冒頭で訂正のとおり、本日議決をいただければ、議決の日から公布し施行するとしたものでございます。

条文の説明のほうは以上でございますが、今後の予定といたしまして、後日農業委員会ホームページへ掲載して公表を考えております。

また、先月の総会の中で笹生委員のほうから、倫理規定ではなく条例にしてみればよいのではないかとご意見をいただきました。条例は不特定多数の市民に義務等を課すためのもので、ご提案の規則は農業委員27名を対象とするものであることや、条例制定は議会の議決が必要とされることから、今回は条例ではなく規則での提案をさせていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長より説明がありましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号について……

〔「済みません、討論ないのですか」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） わかりました。失礼しました。

次に、討論に入ります。討論ある方、どうぞ。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。事務局の労にまず最初に敬意を表します。補足された案を読みまして、もう2つ、ご検討願えればいいのだがなという感想を持ちましたので、ちょっとその感想を申し述べたいと思いますが。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○4番（篠原 覚君） この案そのものが、さきの不祥事の再発防止検討委員会の報告書に基づいているということですので、文字どおり再発防止に見合うものでなければいけないというふうに思います。さきの不祥事で検察が指摘した袖ヶ浦市農業委員会の信用を失墜させたものとして、委員の贈収賄行為、まず筆頭に挙げられますが、それに加えて農業委員複数名の飲食接待に応じた公務員倫理規定違反というのも上がっているのですね、公務員倫理規定。そういうことが現在までうやむやなままなのです。再発防止ですから、そのことも再発させないようにというのですか、公務員倫理規定違反も再発させないように策を検討しなければいけないのではないのかというのが、すごく僕の頭にありまして、そういう意味で細かく条文を検討していないのですが、公務員倫理規定違反者に対する懲罰というのが、庁舎内のどこかに組織として設置されているのですよね、あるいは臨時的にも設置されるのですけれども、この間公務員倫理のお話を伺いましたけれども、質問してはいけないというものですから、その点聞かなかったのですけれども、つまり公務員倫理規定に違反した場合の違反者に対する懲罰、これはこうだよというふうにごどこかで示す必要があるのではないのかというのが1つなのです。

もう一つは、通報センターの確立をしっかりとしなければいけないというのが、この間の報告書の最後の提案にありましたけれども、この文面読みますと、会長が何も知らずにいて白紙状態であるという前提で読む、前提でしか読めないのですね。この間の不祥事では、少なくとも報告書から僕が読み取る範囲では、会長も含めて事を知っていたということが報告されているのです。そういう場合、誰に通報するのかということ考えた場合、ここでは会長にとなっていますが、あるいは2つ書いてあるから、そのことも意識していたのかもしれませんが、会長は外して事務局に通報をするというふうにしたほうが、少なくともこの間の不祥事の再発は防げるのではないかとことを思いますね。ですから、その2つが検討、別記してはどうかなというお願いなのです。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 今2点ほどご質問いただきました。まず、違法行為等に対する措置ということで、処分のほうのことなのですけれども、職員の場合ですと任命権者からもお話があります。お話というか指示の上で倫理規定というのが決まっております。その場合、公務員の処分ということで訓告等ですか、そういったものも含めまして決まっております。今回この農業委員のための倫理規則については、10条にありますとおり、皆さんでつくり上げた自分たちの規則だというふうな状況の中で、市民の信頼性を得る、農業委員会の品位の保持、こういったものを得るために、農業委員会と

して嚴重注意、訓告、辭職勧告というふうに、ここでは3つの表現をさせておきまして、措置のイメージのような形で右に書かせていただいております。こちらの措置の種類につきましては、通常ですと倫理委員会というものを職員の場合ですと設置しまして、この人はこういうことをやっていた、こういうふうな状況だったというふうな討論の上で、初めてその懲罰の傾向というのが決まっております。それをこの規則では総会に諮った上で皆さんに決めていただこう、皆さんが倫理委員会の委員というような形で捉えさせていただいております。

それから、第三者からの通報ということで、先ほど会長も知っていてというふうな例をお話しただきましたけれども、今回この会長の責務というふうな表現にもありますけれども、会長自体が皆さんの見本となるような、お手本を示すような立場ですよ。ですから、そういう方がもし仮に耳にしておれば、この条文にあるとおり迅速かつ厳正な対応すると。それは当たり前の話だというふうに、ここでは述べているつもりでございます。

なかなかまとまりませんが、以上です。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。篠原委員、会長が知っていたという文章報告がありましたね。

○4番（篠原 覚君） 全員が知っていたという報告でした。

○3番（高浦芳一君） そうですよ。会長が知っていたとは書いてなかったですよ。

○4番（篠原 覚君） いや、そのことはそういう意味でしょう。

○3番（高浦芳一君） それはとれるということ。

○4番（篠原 覚君） そうです。そうとれるという意味です。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 全員が知っていた可能性があるという言い方だったはずですよ。それは言葉は正確にお伝えできないといけないのではないかと思います。それは私の考えです。

それと、事務局から提出された7の6以降の条文等の内容説明、これ抜けていませんか。私だけでしょうか。このページから見ると決してそうでもない。4条の1項第2号から5条の前、要するに4条の1項2号から2項、3項が丸々ないように思いますが。失礼しました。ありがとうございます。私の勘違いです。

それから、附則の27年3月18日を公布の日に変更するというお話がありました。公布の日だけだと、いつから施行になるかわからないですよ。公布括弧何月何日とは入らないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） このことにつきましては、私の案としては27年3月18日からというふうに明記させていただいて、総務課の行政班、この審査をしていただくところがあるのですけれども、そちらのほうに回したところ、これは日付ではなくて公布の日からというふうに訂正してくださいということで、そちらのほうから指示をいただいて直させていただいたものなのですが、日付に関して

は、もう一度入れるように、入れたいということで、こちらのほうからお願いしてみようかと思いません。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 今後一部改正等があり得る場合、今の解釈ですと、要するに法規関係の審査の担当のご意見だと、この規則はまた改正した公布の日から施行するという解釈になるのですよね、考え方ですよ。それはやっぱりちょっとおかしいのではないかと思います。ご確認いただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論のある方。

御園委員。

○21番（御園 豊君） 先ほどの篠原委員の全員が知っていたということ、何を知っていたか、お伺いします。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、篠原委員。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。この間の検討委員会の報告書によれば、事件のことを全員が知っていた。少なくとも新聞で知ったという人も含めて全員が知っていたというふうに報告されています。事件ですよ。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 例の事件が全員が知っていたという言葉になると、いわゆる表に出る前に全員が知っていたという理解になるわけですので、アンケート結果、調査した結果、知っていたというのは、関係者は全員知っていた、関係した人たちは全員知っていたと思いますが、それに関係しない人たちは、事件が発覚して新聞、ニュースで知り得たということでありますので、一概に全員が知っていて、それを報告しなかったというような解釈ではないかと思えます。事務局、いかがですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 昨年まとめられた報告書によれば、当時の各委員さんにアンケート調査の結果では、半数以上の方が報道で初めて知ったというふうにまとめられておりました。ちょっとその辺は記憶になりますが。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園です。それと先ほど篠原委員が提案された、報告等については会長を外して事務局へというお話で、先ほど事務局長は、いや、それは会長も含めるというお話でよろしいのですね。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 篠原さんの提案では事務局というふうなことですけれども、私どものほうの考え方としましては、この倫理に関しての最高責任者である会長、それから皆さんのお手伝いをする事務局ということで、両方どちらでもよろしいかというふうに思いまして、両名の名前を記載し

てございますので、両方でよろしいかと思っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 先ほど局長のほうから公布日、平成27年3月18日から施行する、こういうお話があります。これで文面が一部修正になりますが、ここで討論を終結したいと思います。

採決いたします。

ただいままでの説明について、賛成の方は挙手をしていただきたいと思えます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決をされました。

議案第7号に続きまして、事務局より議案第8号が追加で提案されましたので、お諮りいたします。

議案第7号の次に、議案第8号 袖ヶ浦市農地台帳点検等実施規程の制定についてを議案に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第7号の次に、議案第8号を追加することに決定いたします。

◎議案第8号 袖ヶ浦市農地台帳点検等実施規程の制定について

○議長（中川喜一郎君） 議案第8号について、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第8号 袖ヶ浦市農地台帳点検等実施規程の制定についてご説明いたします。

本日追加で配付させていただきましたA4、4枚の資料をごらんください。この規程については、農地法の改正により農地情報をインターネットにて公表する、あるいはインターネットの環境を持たない方に窓口での閲覧に供することとされており、その運用開始が平成27年4月1日からとなっております。その運用を開始するに当たり、基本的なことを定めようとするものであります。

規程の全体的な構成としましては、全国農業会議所から示された例を参考に、市の法規担当の確認をいただいております。また、内容につきましては、規程のタイトルを農地台帳点検等としておりますが、主に公表に関する手続を定めようとするものであります。

各農業委員会にて若干の表現の違いはあろうかと思えますが、平成27年4月1日へ向けて準備が進められているところでございます。

1枚めくっていただきまして、実施規程の本文がございます。本文の右肩上に平成27年3月、日付の欄が空欄となっております。その下に「農委訓令甲第 号」とございます。こちらにつきましては、

ご承認いただきましたならば、本日付、平成27年3月18日で議決いただきましたならば、訓令甲第何号という番号を採番をして実際の運用に向けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

どうぞ、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。目的から最後の公布に至るまでの内容については何ら異議はありませんが、1ページの右上に農業委員訓令甲第何号、甲とありますけれども、この甲の意味を教えてくださいたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） これは法規の部分になりますので、余り詳しくないのでうまくご説明ができませんのですが、この条文形式をとった規程については、そのものを決めていく上で、こういう訓令甲という扱いをします。農業委員会については農委ということで頭についてございますけれども、市長部局についてはこの辺が違ってくるということで、法規のほうで最終的にはこういう形にするのだよということで指導いただいておりますので、このようにしてございます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。意味は何となくわかるのですが、甲という意味が今の説明ではちょっと理解できません。次回にわかったら教えてください。ありがとうございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案8ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の提出が

ありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年2月1日から2月28日までで2件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、こちらにつきましても専決処理期間は、27年2月1日から2月28日までで7件でございます。報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の選任について

○議長（中川喜一郎君） 日程第4、袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の選任についてを議題といたします。

事務局、森君、説明をお願いします。

○事務局（森 博君） 袖ヶ浦市農林業振興審議会委員の選任について、ご説明いたします。

農林業振興審議会委員につきましては、袖ヶ浦市農林業振興審議会設置条例第4条におきまして、市農業委員会委員3名が委員となることと規定されております。この農林業振興審議会委員の任期が平成27年3月31日をもって満了となることから、袖ヶ浦市長から農業委員会会長に対して推薦の依頼がなされたところであります。農業委員会から農林業振興審議会委員として推薦しておりました委員は、中川喜一郎委員、山口忠雄委員、奥野政義委員であり、平成25年2月に開催した当農業委員会総会において皆様にお諮りして決定したところでございます。

また、その際には、農林業振興審議会委員については、農業委員の任期満了まで務めていただくことをあわせて皆様にご了解いただいたところでありますので、このたびの農林業振興審議会委員の任期満了によりまして、新たに推薦する農業委員については、引き続き中川喜一郎委員、山口忠雄委員、奥野政義委員をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局より説明がありました。

この3名に決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認め、決定いたします。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第5、その他に入ります。

皆さんから何かございますか。

どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。その他ということですが、前回の定例会でもお願いしておったわけですが、川名委員の対応について、その後どうなったのか、ご連絡をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 局長、お願いします。

○事務局長（佐久間泰利君） 2月の総会の後に中川会長、それから山口職務代理、私と、2日続けて川名委員のお宅にお邪魔したところ、いずれも留守でございました。ちょっと日付については、思い出せませんのでご容赦いただきたいと思いますが、今月に入ってからでございます。山口委員のほうから、2日目の夜に再度訪問しますというふうなお話をいただきましたので、山口委員にお願いしまして訪問していただいております。そのときは在宅でございました。本人に出处進退というふうなお話をしたところ、今までと同様に私は悪くないというような返答だったのですが、ちょっと時間がございませんでしたので、私どもから持参しました辞職願、こちらの用紙をお渡しして帰ってまいったというような状況でございます。日付については、3月8日、それから3月10日ということでございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。大変ご足労願ってご苦労さまでございます。いずれにしても本人が悪くないという主張に対しては、本人はここへ昨年度出席していた中では、弁護士と相談している。そして、年末までには出处進退、あるいは今回の件については答えを出しますというふうなお話でございましたので、引き続いて、大変申しわけないのですが、本人と接触していただいて、その弁護士との意見調整、弁護士の意見、あるいは法に基づいた、そこら辺の彼の行ってきた行動等々を照らし合わせた中で、ひとつ答えを出していただきたい。これ我々毎月税金を多少なりともいただいて、報酬をいただいている職務でございますので、その職務を全うしない中で税金を月々いただいているということは、これは市民に対してやはり遺憾かと思えます。そこら辺を含めて、ひとつ本人にきちんと弁護士との相談、そして自分の進退というものをきちんと位置づけするということを強く要請をしていただきたいと思えますので、大変ご足労でございますが、再度お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今の件は引き続き……どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。御園委員の考え方について全く同意いたします。それをなぜ同意するかということは、先ほど規程の審議をいただいた倫理規則、これをやっぱりしっかりとこれ

から我々委員は守っていかなくてははいけないし、当然こういうものがなくても当たり前なことなのですよね。それと同時に、昨年8月9日付で検討委員会から報告された中では、明らかに川名委員が当時の鳥海委員さんからいろいろアプローチを受けたものを、まさに農業委員会会長、または農業委員会の皆さん方に公表しておれば、この委員長報告にあるように鳥海さん自身も最低限の犯罪でとどまったはずなのですよね。ましてやそれが川名委員からそういう当初の動きが、皆さん知っていたならば、当時話題となった飲食の席に誘われて参加した委員らの1人でも2人でも、場合によっては全員がそういう席に参加しなかったであろうという推測ができるわけですね。やっぱりまさにあの事件を助長させたのは、私は、大変申しわけないけれども、川名委員であると思いますね。そういう意味では、これまでこの委員会で検討して辞職勧告もされましたけれども、その発言の中で川名委員が、御園委員が言われるように弁護士と相談中であるということと、12月中にはどのような話もきちんとされておりましたので、川名委員のところにお伺いするときの姿勢としては、そういうこともきちんと踏まえて、それを報告してくださいとか、どうなったかとかということをきちんと相手方にメッセージを伝えないと、また来たかとか、俺は関係ないのだとか、何か論点がすれ違ってしまいますので、川名委員にお話をされるときは、そういう視点をきちんと整理をされて伺ってご説明をして、説明の機会を求めるほうがよろしいかと思えます。

これちょっと話が違いますけれども、遊休農地だとか不正に農地転用しているとかという関係の文書通知、文書勧告をするだけだと、改善してくださいだけではだめなのですよね。何日までに改善してください。何日までということで回答がなかったら、また数日後に行って、あの文書について、どういうふうに考えたかというフォローアップをしていかなくてははいけないと思うのですよね。ですから、川名委員さんには大変申しわけないし、会長さん、事務局含め、大変ご苦勞かけますけれども、少なくとも早急に対応して、再発防止委員会報告書にあるように、また今回の倫理委員会、規程が承認されましたので、みんなでいい方向に向かえるように、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、御園委員。

○21番（御園 豊君） ちょっと追加申し添えますけれども、告発義務というものが今回の倫理委員会のほうの文書にも明記されておりますけれども、この告発義務というのは、もう既に毎年新しい方々の研修会で研修会資料にきちんと明記されているわけでありまして。川名委員が法に触れていないということであるならば、この農業委員会の毎年研修、皆さんもらっていると思いますが、この61ページに告発という文面が明記されております。この告発の中には、公務員は告発義務が課せられていると。これに違反した場合は、刑事訴訟法第239条第1項、第2項に該当するということで、きちんと罰金刑が科されておりますので、川名委員がもしこの告発義務を怠ったことに対して、この法律をどう解釈しているのかというものをきちんと聞いていただきたい。この告発条文がきちんとここにうたわれているわけですから、この文面を川名さんはどういうふうに解釈しているのか。そして、弁護士が、

もし川名さんに法令違反していないとするならば、その弁護士に、この告発義務の一端を明確に弁護士の回答をお願いしたいということまでつけ添えて、今度は打診をしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

どうぞ。

○20番（地引正和君） 今のあれとは全然違うのですけれども、〇〇〇〇に袖ヶ浦も大分貸している人がいるというのですね。それで、〇〇〇〇が耕作しているのは何町歩なのかわかりませんが、この間あるところで貸している人から、〇〇〇〇は福島のところへ行って除染作業をやっていると。あのほうがもうかるから、あっちへ行ってやっているのだということで、これから3月になるとまたいろいろ田んぼのほうも始まってくるのですけれども、非常に不安だという声を聞いたのですけれども、これは農業委員会としてそういうことは〇〇〇〇に聞けるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ちょっと時期は忘れましたが、この場でやはり〇〇〇〇さんの対応についていろいろとご意見をいただきましたので、代表の方に来ていただいて、私どもでお話を伺って、その伺った結果を皆様にご披露申し上げたことがあったかと思えます。今ほどの、要は本来業務が忙しくなるはずなのに、ほかのところに行っているというわけで地元がおろそかになるという、今までの話からすると、あそこ草刈りの問題があるとかいろいろありましたので、多分そのことを懸念されていて、そちらに行く時間があるなら、こちらの農地の管理をしてよという思いがあるのかなという気もしますが、実態のところはわかりかねますので、その辺は事務局のほうで確認をしてみたいと思います。また、状況についてご説明をしたいと思います。

○20番（地引正和君） お願いします。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 事務局のほうから何かあります。

○事務局（森 博君） ありません。

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第26回農業委員会総会を閉会いたします。

長時間どうもお疲れさまでした。

午後5時10分 閉会